第2節 承認及び認可に関する基準

第1 仮貯蔵又は仮取扱い承認基準

法第10条第1項ただし書の規定により仮貯蔵又は仮取扱い(以下「仮貯蔵等」という。) を行う場合の承認基準は、次のとおりとする。

1 共通事項

- (1) 仮貯蔵等の承認は、同一場所において承認期間を終了後、反復して認めない。ただし、 次に該当する場合にあっては、この限りでない。
 - ア 工事現場、埠頭等の特殊な場所におけるとき
 - イ 事故による緊急措置等やむを得ないとき
 - ウ その他正当な理由があるとき
- (2) 仮貯蔵等を行う場所(以下「仮貯蔵場所」という。)は、政令第9条第1項第1号に掲げる対象物から安全な距離があること
- (3) 仮貯蔵場所の付近には、火気を使用する設備、可燃性の物件等が存しないこと
- (4) 仮貯蔵等は、風速、湿度、気温等の気象条件を考慮して安全に行うこと
- (5) 仮貯蔵場所には、危険物の性質、貯蔵又は取扱い状況に応じ、換気又は流出防止等の措置を有効に講じること
- (6) 仮貯蔵場所には、貯蔵し、又は取扱う危険物に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は 第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設け ること
- (7) 仮貯蔵場所には、見やすい箇所に市規則第2条第3項に定める掲示板を設けること
- (8) 仮貯蔵等の申請書には、危険物の品名、数量又は取扱い状況により、必要に応じて次に 掲げる図書を添付すること
 - ア 危険物の貯蔵又は取扱いに関する現場管理責任者の任務
 - イ 巡回及び点検要領
 - ウ 災害その他緊急時における通報、消火等応急措置の要領
 - エ その他

2 屋内における仮貯蔵等

建築物の構造は、木造でないこと。ただし、硫黄若しくはこれを含有するもの、第3石油類、第4石油類又は第6類の危険物に係る場合で、取扱い工程において加熱し、又は発熱させないときは、この限りでない。

3 屋外における仮貯蔵等

- (1) 次に掲げる危険物の仮貯蔵等は、認められない。ただし、コンテナ内において貯蔵する場合で安全が確認されるとき又は危険物の性状に応じて遮光、防水等危険防止のための有効な措置がなされているときにあっては、この限りでない。
 - ア 第1類の危険物のうち、無機過酸化物又はこれを含有するもの
 - イ 第2類の危険物のうち、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを 含有するもの

- ウ 第3類の危険物
- エ 第4類の危険物のうち、特殊引火物
- オ 第5類の危険物
- (2) 仮貯蔵場所は、さく等により明確に区画し、その周囲に火災予防上又は消火活動上支障がないと認められる幅の空地を確保すること
- (3) 一般交通の障害にならないこと

4 タンクコンテナ等における仮貯蔵等

(1) タンクコンテナ等における共通事項

タンクコンテナ、ドライコンテナ、リーファーコンテナ等(以下「タンクコンテナ等」という。) における仮貯蔵等は、1.(2)から(8)によるほか、次によること

- ア 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできない。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合にあっては、この限りでない。
- イ 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ等を仮貯蔵する 場合は、一の仮貯蔵とすることができる。
- ウ 次に該当する場合は、新たな仮貯蔵等の承認は要しない。
 - (ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込む ために、桟橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸 場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合
 - (イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合
 - (ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合
- エ 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに 出入りさせない措置を講じること
- オ 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと
- カ 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと
- キ タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等 に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは6メートル以下とすること
- ク タンクコンテナ等の相互間に、点検のために必要な、おおむね1メートル以上の間隔を設けること

ケ 危険物の現場管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及びエから クまでを確認すること

(2) 屋内における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造(政令第9条第1項第5号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)又は不燃材料(政令第9条第1項第1号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られ、かつ、出入口に防火設備(政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。以下同じ。)を設けた専用室とすること

イ アの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること

(3) 屋外における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所とすること

イ 仮貯蔵場所の周囲には、3メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、高引火 点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることによ り、安全であると認められる場合にあっては、この限りでない。

ウ 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること

5 油入りケーブルの敷設替え工事における仮取扱い

(1) 期間等

規制対象となる期間は、油入りケーブルの切断・接続工事等を行う場所(以下「油入りケーブルに係る工事場所」という。)におけるケーブルの切断から接続完了までの間とし、油入りケーブルに係る工事場所ごとに申請すること

(2) 危険物の数量算定

危険物の取扱数量は、油入りケーブルに係る工事場所の両端に設けられている変電所内のヘッドタンク及び当該ヘッドタンク間を接続している油入ケーブルに内蔵されている絶縁油の総量とすること

(3) その他

ア 申請書には、次に掲げるものを添付すること

- (7) 取扱数量の計算書
- (イ) 工事手順書、工程表 (接続工事等の実施期間を明記したもの)
- (ウ) 接続工事等に際し、火気等を使用する場合の安全対策書

イ 同一系統のケーブルにおいて、油入りケーブルに係る工事場所が複数となる場合は、 添付図書等は共用できる。

(4) 基準の準用

(1)から(3)に定めるもののほか、1から3の基準を準用する。

6 危険物の貯蔵又は取扱い

危険物の貯蔵又は取扱いは、政令第4章に規定する技術上の基準に準じて行うこと

7 震災時等における危険物の仮貯蔵等

震災時等における危険物の仮貯蔵等は、「「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの事務処理手引」の制定について」(令和元年7月16日付け消規第312号)によること